

美唄市談合情報対応マニュアル

第1 一般原則

1 趣 旨

本市が発注する建設工事、測量、設計及び地質調査（以下「工事等」という。）に係わる入札談合の情報に対し、関係機関との連携を図りつつ、適正に対応するため、その手続等について必要な事項を定めるものとする。

2 情報の確認、事務局への通報

入札に付そうとする工事等又は入札に付した工事等について、入札談合に関する情報を得た場合には、可能な限り当該情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、直ちに「美唄市建設工事等請負業者審査会」（以下「審査会」という。）の事務局（総務部契約管財課）へ通報すること。情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

また、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、審査会の事務局へ通報すること。

3 調書の作成及び報告

審査会の事務局（以下「事務局」という。）は、2により入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を報告書（別記様式第1）にまとめ、速やかに審査会の会長（以下「会長」という。）へ報告すること。

また、事務局において、新聞等の報道により情報を把握した場合も、報道に基づき報告書をまとめ、会長へ報告すること。

4 審査会の招集及び審議

会長は、3により事務局から報告を受けた場合には、速やかに審査会を招集し、審査会は、第2の1に基づき、「当該情報の信憑性」及び「第2の2以下の手続きによることが適切であるか否か」について、審議するものとする。

5 公正取引員会への通報等

審査会の審議を経て第2の2以下の手続きによることとした情報（以下「談合情報」という。）については、手続きの各段階において、逐次公正取引委員会へ通報すること。公正取引委員会からの協力要請に対しては、可能な限り協力すること。

このうち、入札談合があると疑うに足る事実があるときは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第10条に基づく通知を行うものとする。

6 報道機関への対応

報道機関から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、原則として総務部長が対応することとなるが、必要により事務局が併せて対応すること。その際、公正取引委員会が行う審査の妨げにならないように留意すること。

第2 具体的な対応

1 入札談合に関する情報が次のいずれかに該当する場合には、原則として、2以下の手続きによること。また、詳細な手順等については、第3により行うこと。

- (1) 「当該情報の提供者の氏名及び連絡先」並びに「対象工事等の名称及び落札予定業者名」が明らかであること。
- (2) 当該情報の提供者は匿名であるが、「対象工事等の名称及び落札予定業者名」並びに「談合に参加した当事者以外には知り得ない情報等（談合に関与した業者名、談合が行われた日時・場所・方法・落札予定価格等）」が明らかであること。
- (3) 当該情報の提供者が「報道機関」若しくは「警察機関」であること。

2 談合情報があった場合には、原則として、次により対応すること。また、詳細な手順等については、第3により行うこと。

(1) 入札執行前に談合情報を把握した場合

ア 公正取引委員会への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ通報すること。

イ 事情聴取

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うこと。事情聴取は入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行うこと。また、聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

ウ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。また、その旨を公正取引委員会へ通知すること。

エ 談合の事実があったと認められない場合の対応

- ① 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、すべての入札参加者から入札執行時までに「誓約書」を提出させるとともに、「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、入札を無効にす

る」旨の注意を促した後に入札を行うこと。また、誓約書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

なお、誓約書を提出したにもかかわらず、その後、独占禁止法第3条若しくは第8条又は刑法第96条の3第1項若しくは第2項違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし、指名停止期間を加重して措置すること。

- ② 入札においては、開札結果を発表し、落札の留保を宣言するとともに、落札者については、工事費内訳書の検査後、落札者の決定を行う旨を告げて終了すること。
- ③ 工事費内訳書の検査は、工事等の発注課職員が行い、その結果を審査会に報告すること。
- ④ 審査会は、工事費内訳書の検査結果により、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、ウにより対応すること。
- ⑤ 審査会は、工事費内訳書の検査結果により、談合の事実が認められない場合には、落札を留保していた者を落札者として決定する。また、入札結果調書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

(2) 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合に関する情報があった場合には、入札後においては入札結果を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧されていることに留意しつつ、以下の手続によることが適切か否かを第1の4により判断すること。

ア 契約締結以前の場合

- ① 公正取引委員会へ通報
談合情報があつた旨を直ちに公正取引委員会へ通報し、併せて入札結果調書を送付すること。
- ② 事情聴取
入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。
- ③ 談合の事実があつたと認められる証拠を得た場合の対応
事情聴取の結果等、明らかに談合の事実があつたと認められる証拠を得た場合には、入札を無効とすること。また、その旨を公正取引委員会へ通知すること。
- ④ 談合の事実があつたと認められない場合の対応
事情聴取の結果等、談合の事実があつたと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結すること。また、誓約書の写し及び入札結果調書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

イ 契約締結後の場合

① 公正取引委員会への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ通報し、併せて入札結果調書の写しを送付すること。

② 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、工事等の履行状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断すること。また、その旨を公正取引委員会へ通知すること。

第3 個別手続の手順等

第1及び第2に定める通報、事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

1 報告書

事務局は、入札談合に関する情報に係わる通報を受けた場合には、情報の内容を報告書（別記様式第1）にまとめること。

2 公正取引委員会への通報等

(1) 公正取引委員会の窓口は、「公正取引委員会事務総局北海道事務所 第1審査課」である。

(2) 公正取引委員会へ通報等は、所定の様式（別紙様式第2号）を使用すること。

なお、通報等の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることも予想されるため、担当者は、提出した資料の範囲内での確な対応ができるよう内容について整理しておくこと。

(3) 公正取引委員会へは、手続の各段階で事情聴取書、誓約書、入札結果調書の写し等を送付するものであるが、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合には、これらを入札終了後にまとめて送付することができること。

3 事情聴取の方法等

(1) 事情聴取は、原則として、総務部長と入札談合に関する情報に係わる工事等を所掌する部長及び事務局により行うこと。

(2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、あらかじめ事情聴取項目（別紙）を通知した上、1社ずつ別室に呼び出し、聞き取りを行うこと。

事情聴取の対象者は、原則として、代表者、代表権を有する者又は支店長等、契約締結権限を委任されている者とし、共同企業体の場合は代表構成員とする。

(3) 事情聴取の結果については、事情聴取書（別記様式第3）を作成すること。

4 誓約書の提出等

(1) 誓約書については、誓約書（別記様式第4）を公正取引委員会へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上で、事情聴取の対象者から自主的に提出させること。

(2) 「入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には、入札を無効とする旨」の注意を促す場合は、注意事項（別紙1）を読み上げること。

付 則

（施行期日）

1 施行期日は、平成17年11月29日から施行する。

（美唄市談合情報対応基準の廃止）

2 美唄市談合情報対応基準（平成8年9月1日施行）は、廃止する。